

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員や職員の被扶養者の病気等に関して適切な給付を行うために、千葉県市町村職員共済組合において、短期・長期給付等の事業が行われています。

また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途上の災害によって被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。

なお、市原市職員の互助団体に関する条例に基づき、市原市職員互助会を設置し、厚生・給付事業等を行っています。

(1) 定期健康診断の実施状況

区分	受診者数
定期健康診断	1, 5 2 9

(2) 特別健康診断の実施状況（消防局職員のみ対象）

区分	受診者数
救急隊員健康診断	1 0 9
救助隊健康診断	5 8
潜水訓練者健康診断	6 3

(3) 公務災害及び通勤災害の認定状況

区分	認定件数
公務災害	5
通勤災害	0